

報告事項No.2-1

守谷市成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置について

1. 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけについて

成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市は国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとされています。

本市におきましては、福祉分野における上位計画である「守谷市地域福祉計画」とも連動した計画とします。また、「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定したものであり、「守谷市障がい者福祉計画（第3期）・守谷市障がい福祉計画（第6期）・守谷市障がい児福祉計画（第2期）」等とも整合性を図りました。

2. 計画期間について

本計画の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間としております。なお、中間年度となる令和5年度においては、計画の中間見直しを行うものとします。また、計画期間終了時点における見直し作業については、計画の実効性を高めることを目的に、本計画の高齢者福祉計画・介護保険事業計画からの分離と地域福祉計画との一体化を予定しています。

3. 中核機関（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり）について

中核機関とは 成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関です。本市におきましては、健幸長寿課（高齢者）を中心とし、社会福祉課（障がい者）と連携し、中核機関として、本計画を推進します。

4. 中核機関が担うべき具体的機能について

- ① 広報機能 ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - (b) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能

5. 相談件数等について

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	28 件	32 件	36 件	46 件	46 件
制度利用者	—	53 件	53 件	57 件	61 件